



埼玉県報

号外第24号
令和6年(2024年)
10月9日
水曜日

目次

告示

- 直接請求のための署名収集の禁止（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙につき市町村の区域を分けて開票区を設置（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県選管告示第四十四号

衆議院の解散により、衆議院議員総選挙が行われることとなったため、令和六年十月十日から令和六年十月二十七日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和六年十月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

告示

埼玉県選管告示第四十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和六年十月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

一 登録基準日 令和六年十月十四日

（ただし、年齢については令和六年十月二十七日）

二 登録日 令和六年十月十四日

告 示

埼玉県選管告示第四十六号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、令和六年十月十五日とする。

令和六年十月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

告示

埼玉県選管告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、市区町村の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

令和六年十月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

市名	開票区名	同上区域
川口市	川口市第一開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区に属する川口市の区域
	川口市第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区に属する川口市の区域